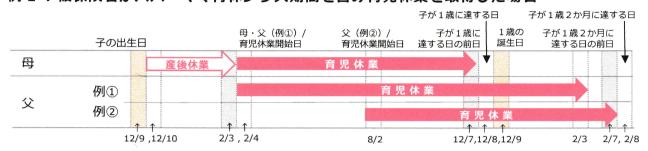
いわゆる「パパ・ママ育休プラス制度」を利用する場合の支給

(1)概要

父母ともに育児休業を取得する場合は、以下A~Cすべての要件を満たすと、子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金が支給されます。⇒**例1・2**

- 出産日(産前休業の末日)と産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年です。
- 父親の場合は、育児休業給付金を受給できる期間が最大1年となります。
- A 育児休業開始日が、当該子の1歳に達する日の翌日以前であること
- B 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者が取得している育児休業期間の初日以後であること
- C 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること
- B、Cの配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 配偶者が国家公務員、地方公務員等である場合も含みます。

例1:被保険者がパパ・ママ育休プラス期間を含み育児休業を取得した場合



例2:育児休業を父母ともに分割取得した場合



被保険者(父母両方)の育児休業開始予定日が、子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるため育児 休業給付金の支給対象となります。